ル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるように設計したものに限る。）又はこれらの部分品

三十二　ロケット又は無人航空機の発射台又は地上支援装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機の取扱い、制御、作動又は発射用に設計した装置

ロ　五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機の輸送、取扱い、制御、作動又は発射用に設計した車両

三十三　ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した無線遠隔測定装置又は無線遠隔制御装置（地上装置を含む。）であって、次のいずれにも該当しないもの

イ　有人航空機又は人工衛星に使用するように設計したもの

ロ　陸上又は海洋において用いられる移動体に使用するように設計したもの

ハ　民生用途又は生命若しくは身体の安全を確保するための航法データを提供する衛星航法システムからの情報を受信するように設計したもの

三十四　ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる追跡装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　ロケット又は無人航空機に搭載されたコード変換器を使用するものであって、地上、海上若しくは飛しょう体上の連携機器又は衛星航法システムとの相互連携の下で、即時に飛行位置及び速度のデータを計測することができるもの

ロ　距離測定用のレーダーであって、光を利用した追跡装置を有するもののうち、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの

（一）角度分解能が三ミリラジアン未満のもの

（二）距離分解能の二乗平均が一〇メートル未満で測定することができる距離が三〇キロメートル以上のもの

（三）速度分解能が一秒につき三メートル未満のもの

三十五　五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに搭載するように設計したアナログ電子計算機又はデジタル電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの

イ　零下四五度より低い温度から五五度を超える温度まで使用することができるように設計したもの

ロ　全吸収線量がシリコン換算で五〇万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計したもの

三十六　アナログデジタル変換用の集積回路又はアナログデジタル変換器（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　アナログデジタル変換用の集積回路であって、全吸収線量がシリコン換算で五〇万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計したもの又は次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの

（一）分解能が八ビット以上のもの

（二）零下五四度より低い温度から一二五度を超える温度まで使用することができるように設計したもの

（三）気密封止したもの